

府中市地域密着型サービス指定関係部会開催報告

- 1 部会名 平成30年度第4回府中市地域密着型サービス指定関係部会
- 2 日時 平成31年2月4日(月)午前9時55分から午前10時40分まで
- 3 会場 府中市役所北庁舎3階 第3会議室
- 4 出席者 部会委員(4名)
- 5 報告協議事項
 - (1) 指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について
 - (2) 指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定更新について
 - (3) 他市区町村所在の指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定更新について
- 6 会議の結果
 - (1) 指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について
次の事業所の新規指定について協議し、指定について了承。
ア 地域密着型通所介護
 - ア) 事業所名 デイサービス いちじく
 - イ) 事業者名 株式会社いちじく
 - (2) 指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定更新について
次の事業所の更新について協議し、指定更新について了承。
ア 地域密着型通所介護
 - ア) 事業所名 デイサービス パーク郷土の森
 - イ) 事業者名 株式会社満月堂
イ 地域密着型通所介護
 - ア) 事業所名 リハビリステーション あずさ
 - イ) 事業者名 株式会社梓
 - (3) 他市区町村所在の指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定更新について
他市区町村所在の地域密着型通所介護3件の指定更新について事務局より報告し、了承。

平成30年度 第4回府中市地域密着型サービス指定関係部会会議録

- 1 日時 平成31年2月4日(月) 午前9時55分～10時40分
- 2 会場 市役所北庁舎3階 第3会議室
- 3 出席者 (委員)
和田部会長、森村委員、松崎委員、林委員
(事務局)
坪井介護保険課長、阿部介護保険課長補佐兼介護保険制度担当主査、
徳永主任、伊藤(登)主任
- 4 議事内容
 - (1) 指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について
 - ア 株式会社いちじく デイサービス いちじく
 - (ア) 事務局より、資料1-1、資料1-2、資料1-3、写真資料に基づき説明があり、了承。
 - (イ) 質疑応答
 - 問1 指定の基準は満たしているということかと思うが、どのような機能訓練を行なうか、市のほうで把握しているか。利用者によって一番関心があるのは、この部分だと思う。事業所によっては、大正琴や習字、市民のボランティアを活用した機能訓練などを行っているというが。
 - 答1 体操や手先を使った機能訓練を行う事業所が一般的である。当該事業所では、写真にもあるように、ルームランナーや足踏み機等も用意されており、利用者の身体状況に合った機能訓練を行うと聞いている。
 - 問2 病院・診療所・訪問看護ステーションとの連携の有無が「無し」となっており、看護職員の配置も無いようだが、医療との連携はどのように考えているか。
 - 答2 利用定員10人以下のため、基準上は連携先の設定や看護職員の配置は不要となっている。ただし、機能訓練指導員として、看護師資格を有する者が配置されており、緊急時等の対応は可能と考えている。
 - 問3 運営推進会議のメンバーはこの時点で決定しているのか。
 - 答3 仰せのとおりだが、開始後にメンバーが増えたり等の変更はあり得る。
 - 問4 2階にも事業所としてのスペースがあるが、エレベーターが無く、利用者
が2階へ上がることは無いという認識でよいか。
 - 答4 当該事業所は1戸建て住宅を改修したもので、1階のみでは事業所スペースが足りないということで、2階には、基準上必要であるが職員のみが使

用する事務所等を設置したものである。利用者が2階へ上がることは無い。

問5 宿泊や入浴介助のサービスはあるか。

答5 宿泊サービスは無し、入浴介助サービスはある。入浴については、機械浴も可能となっている。

問6 食事代・おやつ代の金額の設定は、他事業所と同額ということによいか。食事は外部からの配食となるか。

答6 概ね他事業所と同額の金額である。食事は外部からの配食となると聞いている。

意見 医療との連携について、基準上は不要であっても、事業運営にあたっては重要なことなので、何らかの方法で連携が図られるよう、検討していただきたい。

(2) 指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定更新について

ア 株式会社満月堂 デイサービス パーク郷土の森

(ア) 事務局より、資料2-1、資料2-2、資料2-3に基づき説明があり、了承。

(イ) 質疑応答

問1 朝食・夕食の設定があるが、宿泊サービスがあるということか。

答1 仰せのとおり。宿泊を利用しない場合でも、必要な方には提供が可能となっている。

問2 宿泊サービスは、平成30年4月から消防法の関係で要件が厳しくなっていると思うが。

答2 当該事業所はスプリンクラー設備が無いため、月4日以内の実施としており、以前からの継続利用者のみを受け入れている。

イ 株式会社梓 リハビリステーション あずさ

(ア) 事務局より、資料3-1、資料3-2、資料3-3に基づき説明があり、了承。

(イ) 質疑応答

問1 機能訓練指導員は非常勤か。

答1 常勤2名と非常勤1名である。

(ア・イ共通)

問1 運営推進会議の議事録は市に提出されているのか。

答1 市へ提出する事業所もあるが、必須とはしていない。ただし、各事業所において議事録を作成し、公開しなければならないことになっており、ホームページで公開している事業所もある。

要望 運営推進会議の議事録を、今後、この部会に資料として用意していただ

き、どのような内容で実施されているかを確認したい。

(3) 他市区町村所在の指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定更新について

ア 地域密着型通所介護 指定更新 3 件

事務局より、資料 4 に基づき説明があり、了承。

イ 質疑応答

問 1 利用者が希望すれば、他市の事業所の指定ができるものなのか。

答 1 地域密着型サービスについては、原則、事業所所在地の市民しか利用はできないため、希望者がいれば指定する、というものではない。その方に必要なサービスを提供している事業所が市内に無い等のやむを得ない理由がある場合にのみ、自治体間の協議の上で、指定が可能となるものであり、今回は、地域密着型通所介護の制度の開始前からの継続利用者があることから、指定更新をするものである。

(4) その他

ア 事務局より、地域密着型通所介護事業所の廃止と移転についての報告

(ア) デイサービス府中が、平成 31 年 1 月 10 日に廃止

問 1 デイサービス府中の利用者のその後の処遇は。

答 1 他の事業所等に円滑に移行している。

(イ) ファミリーケア さくら物語が、平成 31 年 2 月 5 日に新町から若松町へ移転

((ア) (イ) 共通)

問 1 西側のエリアに通所介護事業所が多い印象があるが、圏域ごとのバランス

はいかがか。

答 1 中央エリアの第 3・第 4 地区の事業所数が少なく、今回廃止・移転した 2

事業所とも第 3 地区だったため、更に減っている状況である。

イ 事務局より、次回の開催について、平成 31 年 5 月中旬を予定しているため、後日、日程調整の依頼文書を送付させていただく。